

倉敷民商事件・控訴趣意書 内容(続き)

第1 原判決の法人税法違反幫助に関する部分の問題点 (第2章)

5 禰屋さんの、法人税法違反幫助に関する事実誤認等 (三の問題)

原判決は、禰屋さんが振替伝票を作成したこと等会計処理に關与したことを重視して幫助行為及び幫助の意思を認定し、他方、I建設会計担当Hの供述が「Yとの共謀状況、被告人への依頼状況、ほ脱の手段となった売上除外の経緯等具体性を欠く部分が多いこと」は問題としなかった。

① 本件では、会計処理行為の外に、領収書など原資料を偽装するなどの所得秘匿のための行為(不正の発覚を免れるための行為)はない。

② 禰屋さんは、年数回、決算期にI建設事務所を訪れる程度で関係は浅く事業の実態を把握できるはずもないから、帳簿類の真偽は関知していない。振替伝票の作成などの会計処理は仕訳の内容を残すものであり、むしろ禰屋さんに幫助の意図がなかったことを示す消極方向の事情である。

③ 禰屋さんは、ほ脱の利得を受けておらず、何の動機もない。

第2 税理士法違反について(第3章)

1 禰屋さんの行為は税理士法違反にあたらぬ

① 禰屋さんの行ったことは、減価償却費等の会計帳簿の作成にすぎずまた本件各確定申告書の作成過程における被告人の行為には被告人の判断は含まれていない

② 業として行ったものでも、他人の求めに応じて行ったものでもない

2 実体的デュープロセスの理論から税理士法の規定は制限的に解釈されるべきである

刑法学の通説とされる実体的デュー・プロセス理論に基づき「無害な行為を処罰することは許されない」。本件では禰屋さんの行為には税理士法59条1項及び52条が保護しようとする法益の侵害、あるいは、法益を侵害するおそれが実質的に認められないのであるから、税理士法違反が成立する余地はない

3 結社の自由の観点から税理士法の規定は制限的に解釈されるべきである

「税務書類の作成」の意義について、何らその立法目的からの限定解釈を行わなければ、民商事務局員である禰屋さんの結社の自由を広く侵害するものとなる。このような法令違憲を回避するためには税理士法第52条によって処罰されるべき「税務書類の作成」は極めて限定的に解釈すべき。

4 職業選択の自由からの税理士法の規定は制限的に解釈されるべきである

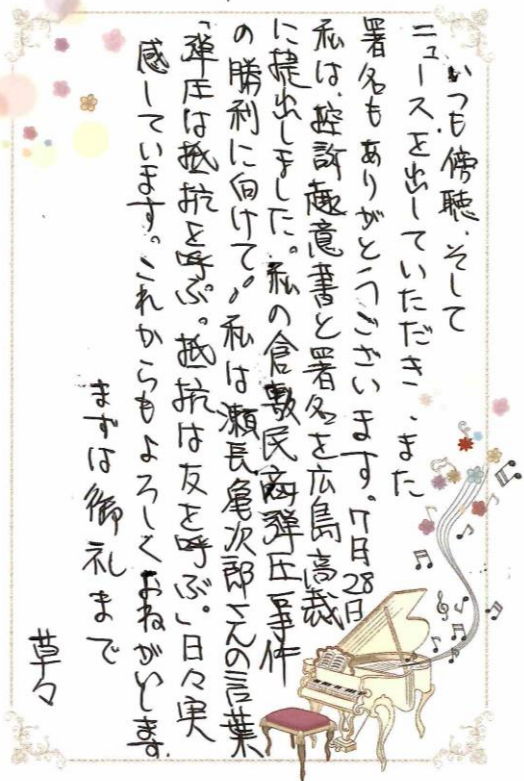
禰屋さんは「中小業者の営業と生活、諸権利を守り、社会的・経済的地位の向上を図ること」の目的と「国民全体の幸福」の理念に共鳴して民商運動に身を投じた禰屋さんが、倉敷民商の事務局員として専念してきた業務が、憲法の保障する基本的人権の行使として最大限に尊重されるべき。

第3 公訴権濫用(第4章)

法人税法違反についてはたまりもなく本来起訴するに値しないものを倉敷民商の弾圧を目的として起訴したものである。税理士違反についても法人税法違反をきっかけに税理士法違反の立件に利用したものであり、検察官の本件公訴の提起は、公訴権の濫用であるから、刑事訴訟法第338条4号の「公訴の起訴がその規定に違反したため無効であるとき」に該当する。

禰屋さんから

支援のお礼のハガキが届きました。



伝言板

無料法律相談(事前に予約が必要です)

8月17日(木) 昼1時 民商会館

北大阪総合法律事務所の弁護士が対応します。

消費税増税中止・署名宣伝行動

8月24日(木) 夜5時 旭町商店街スクランブル交差点

映画会 「校庭に東風吹いて」

8月25日(金) 千里市民センター大ホール

上映時間 ①10時30分 ②14時00分 ③19時00分

一般1200円 学生(高校・大学)1000円

シニア(65歳) 障碍者1000円 小・中学生800円

問合先 吹田上映実行委員会 06・6719・5255

経営・異業種交流会

9月8日(金) 夜7時 民商会館

仲間の実践から学びたい人はだれでも参加できます。事前にご連絡ください。お店のチラシや名刺をご持参ください。

商工新聞は経営のヒント・ヒントの知恵がいっぱい 毎週必ず届けます
会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょう